



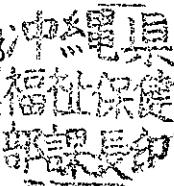
7P8

福健第591号  
平成23年6月2日

(社) 沖縄県医師会長 殿

沖縄県福祉保健部

健康増進課



新型インフルエンザ（A/H1N1）に係る  
季節性インフルエンザへの移行に伴う省令等の改正について

感染症対策の推進については、日頃よりご尽力いただき感謝申しあげます。

みだしの件について、別添のとおり平成23年5月19日付健感発0519第4号で厚生労働省結核感染症課長より通知がありますので送付いたします。

また、各地区医師会及び貴会々員へ周知していただきますよう併せてお願い申しあげます。

なお、沖縄県新型インフルエンザ対策本部を平成23年6月1日付けで廃止したことを申し添えいたします。

担当：結核感染症班 川平、松本  
TEL：098-866-2209  
FAX：098-866-2289

健感発0519第4号  
平成23年5月19日

各 都道府県  
保健所設置市  
特別区 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省結核感染症課長



新型インフルエンザ（A／H1N1）に係る  
季節性インフルエンザへの移行に伴う省令等の改正について

新型インフルエンザ（A／H1N1）については、平成23年3月31日に、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第7項に規定する「新型インフルエンザ等感染症」と認められなくなった旨の公表を行ったところである。

これに伴い、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成23年厚生労働省令第61号）及び厚生労働大臣が定める三種病原体等及び四種病原体等の一部を改正する件（平成23年厚生労働省告示第163号）が、本日、別添のとおり公布され、同日より施行されることになったところである。

改正の概要は下記のとおりであるので、関係者に対して周知徹底を図り、その実施に遺漏なきを期されたい。

記

第1 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令について

1 改正の概要

(1) 医師が新型インフルエンザ（A／H1N1）の患者（疑似症患者を含む。）

又は無症状病原体保有者を診断した場合について、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「法」という。）第12条第1項の規定に基づく届出を当分の間不要としている規定を削除したこと。



(2) 医師が新型インフルエンザ（A／H1N1）により死亡した者（当該感染症により死亡したと疑われる者を含む。）の死体を検査した場合について、法第12条第6項において準用する同条第1項の規定に基づく届出を当分の間不要としている規定を削除したこと。

2 施行期日

公布の日から施行することとしたこと。

第2 厚生労働大臣が定める三種病原体等及び四種病原体等の一部を改正する件について

1 改正の概要

四種病原体等取扱施設の基準等の一部が適用除外される病原体等から、インフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであって、その血清亜型がH1N1であるものを削除したこと。

2 施行期日

公布の日から施行することとしたこと。



編集・印刷  
独立行政法人国立印刷局

〔省令〕

〔四次〕

- 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令(厚生労働六一)（同二十六四）
- 保安林の指定施設要件を変更する件(同一六三)
- 自動車の装置の型式を指定した件(国土交通五〇一～五三)
- 道路に関する件(関東地方整備局一五七)
- 土壤汚染対策法に基づく指定調査機関を廃止した件(関東地方環境事務所四)
- 土壤汚染対策法に基づく指定調査機関を廃止した件(中部地方環境事務所一)
- 土壤汚染対策法に基づく指定調査機関を廃止した件(近畿地方環境事務所一)
- 土壤汚染対策法に基づく指定調査機関を廃止した件(中国四国地方環境事務所二)
- 土壤汚染対策法に基づく指定調査機関を廃止した件(九州地方環境事務所三)
- 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律第三条の規定に基づき、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備及び押発性物質放出防止措置手引書の検査等に関する規則の一部を改正する省令(昭和五八年運輸省令第三十九号)の一部を次のように改正する。
- 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則別表第一の規定に基づき厚生労働大臣が指定する地域の一部を改正する件(厚生労働一六一)

内閣

〔人事異動〕  
〔国会事項〕

〔叙位・叙勲〕

〔官庁報告〕

官庁事項

型式検査の主要な実施方法及び基準の公示について(農林水産省)

公証人任免(法務省)  
法務

〔資料〕

開議決定等事項

〔公告〕

〔裁判所〕

官庁  
財団、有権者申出方、司法書士懲戒  
相続、公示催告、失踪、除権決定、  
破産、免責、特別清算、再生関係  
処分関係  
特殊法人等

裁判所  
相続、公示催告、失踪、除権決定、  
破産、免責、特別清算、再生関係  
処分関係  
厚生年金基金変更関係  
会社その他

省令

省令

○厚生労働省令第六十一号  
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)第十二条第一項(同条第六項において準用する場合を含む)の規定に基づき、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。  
平成二十三年五月十九日  
厚生労働大臣 細川 律夫

○厚生労働省令第六十一号  
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則(平成十年厚生省令第九十九号)の一部を次のように改正する。  
附則第二条の二及び第二条の三を削る。  
省令

○国土交通省令第四十一号  
海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和四十五年法律第百三十六号)第十九条の三十九、第十九条の五十四及び第五十四条の規定に基づき、海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備及び押発性物質放出防止措置手引書の検査等に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。  
平成二十三年五月十九日  
国土交通大臣 大畠 章宏

○暴力団による不当な行為の防止等に関する法律第三条の規定に基づき、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備及び押発性物質放出防止措置手引書の検査等に関する規則(昭和五八年運輸省令第三十九号)の一部を次のように改正する。  
第十五条第二項第一号中「当該海洋汚染防止緊急措置手引書等」を「当該油漏防止緊急措置手引書等、有害液体汚染防止緊急措置手引書又は海洋汚染防止緊急措置手引書」に改め、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の二号を加え

## 二 航船間貨物油積替えに関する作業を行う者

經過指掌

○法務省告示第一五百五十九

「アメーラ御殿！」（アメーラ御殿）

が、船舶間貨物油積替えに起因する油の排出を防止するために遵守すべき事項の変更（当該船舶間貨物油積替作業手引書の機能に影響を及ぼすおそれのない微細な変更を除く。）

第十五条第三項第四号を同項第六号とし、第二号及び第三号を二号ずつ繰り下げ、同項第一号中「油等」を「油漏防止緊急措置手引書」有効液体汚染防止緊急措置手引書及び海洋汚染防止緊急措置手引書にあつては、「油等」に改め、「関する事項」の下に「船舶間貨物油積替作業手引書」にあつて

船舶間貨物油類等に起因する油の排出を防止するため遵守すべき事項」を加え、「第三号」を「第五号」に改め、同号を同項第三号とし、同号の前に次の二号を加える。

染等防止証書の交付を受けた検査対象船舶の  
船舶所有者が、当該船舶に船艙間貨物油槽替  
作業手引書を新たに備え置き、又は掲示しよ  
うとするとき。

二 第十八条第四号に掲げる区分に係る海洋汚  
染等方止正規手引書に掲げて置けられぬ

船舶所有者が、前該船舶に押送性貨物放上防止措置手帳を新たに備え置き、又は掲示し得る旨を認めるもの。

(施行期日)  
附 則  
第一条 この省令は、公布の日から施行する。ただし、第十二号の四様式の改正規定は、平成十四年一月一日から施行する。

〔総務省告示第百九十一号〕  
政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）  
の異動の届出があつたので、同法第七条の二第一項  
平成二十三年五月十九日  
政治資金団体

政治団体の名前  
国民改革協議会  
市民新党友の会  
異動事項  
会計責任者の  
氏名 豊原 昭二  
会計責任者の  
氏名 鈴木 貴司

告示

○総務省告示第百九十九号  
　地方財政法（昭和二十三年三月六日）  
　　条の三第六項の規定に基づく  
　方提出請求等基準を公表する

省告示第百四十一号)の一部  
公布の日から施行する。  
平成二十三年五月十九日

(4) その他立  
する災害復興のを除く。) 第一の二の一の三の二の  
れる。

(二) その他の特徴  
國がその事項  
は補助する  
ら(ま)でに  
告復旧事業  
概要

びに東日本大震災に対処す  
助及び助成に関する法律(

第七条第一項の規定によ  
る規定に基づき、次のとお  
る。

西尼  
利逸 伯

林敏紀

○法務省告示第二百五十号  
次の難民認定証明書は、効力を失つたので、出  
入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三  
百十九号）第六十一条の二の七第二項の規定によ  
り告示する。  
平成二十三年五月十九日

法務大臣 江田 五月

難民認定証明書の番号及び日付  
東14—44 平成17. 5. 9

○法務省告示第一百五十一号  
大阪法務局北出張所に備えてあつた大阪市西淀  
川区姫里三丁目堺式九番の土地の登記簿が滅失し  
た。  
滅失した登記簿に登記されていた権利がなおして  
の登記を受ける者又はその登記に関する嘱託若  
しくは通知をした官庁公署は、平成二十三年五月  
十九日から平成二十三年八月十九日までに登記回  
復の申請又はその嘱託若しくは通知をしなければ  
ならない。

平成二十三年五月十九日

法務大臣 江田 五月

○法務省告示第一百五十二号  
大阪法務局北出張所に備えてあつた大阪市東淀  
川区東淡路二丁目參七番の土地の登記簿が滅失し  
た。  
滅失した登記簿に登記されていた権利がなおして  
の登記簿における順位を有するためには、該当権  
利の登記を受けた者又はその登記に関する嘱託若  
しくは通知をした官庁公署は、平成二十三年五月  
十九日から平成二十三年八月十九日までに登記回  
復の申請又はその嘱託若しくは通知をしなければ  
ならない。

平成二十三年五月十九日

法務大臣 江田 五月

○厚生労働省告示第二百六十二号  
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に  
関する法律施行規則（平成十年厚生省令第九十九  
号）別表第一の五の項の第三欄第二号の規定に上  
づき、感染症の予防及び感染症の患者に対する医  
療に関する法律施行規則別表第一の規定に基づき  
厚生労働大臣が指定する地域（平成十六年厚生労  
働省告示第三百四十号）の一部を次のように改正  
する。  
平成二十三年五月十九日

厚生労働大臣 細川 律夫

「アメリカ合衆国」を「アメリカ合衆国（ネバダ州、カラホナ州及びミズーリ州を除く。）」に改め、「（ハーフティンガムノード州を除く。）」を削る。

○厚生労働省告示第百六十二号  
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成十年厚生省令第九十九号）第二十一条の二十三第三項及び第四項並びに第三十二条の二十四第四項の規定に基づき、厚生労働大臣が定める三種病原体等及び四種病原体等（平成十九年厚生労働省告示第一百一號）の一部を次のように改正する。  
平成二十三年五月十九日

厚生労働大臣　繩川　健夫  
掲げる次のものに依る。  
第2　規則第31条の33第3項及び第4項並びに第31条の34第4項の厚生労働大臣が定める四種病原体等は、インフルエンザウイルスA属インフルエンザウイルス（血清型がH5N1又はH7N7であるものに限る）であつて、以下のいずれかの基準に適合するものとする。  
1　4週齢から8週齢のニワトリに静脈注射した際の死亡率が75%より低いこと  
2　6週齢のニワトリににおける肺脈内接種病原性指数（IVPI）が1.2以下であること  
3　HA蛋白の開裂部位にこれまでに確認された強毒性のインフルエンザウイルスと類似性の特異性アミニ株の連続配列がないこと  
○厚生労働省告示第百六十四号  
消費生活協同組合法施行規則（昭和二十九年大蔵省、法務省、厚生省、農林省令第1号）第二八十四条第一項第一項の規定に基いて、平成二十三年四月一日至い日から平成二十四年四月十日までの間に日本大震災による災害に係る共済金、返戻金その他の給付金の支払のために積み立てた場合には、消費生活協同組合法施行規程（平成二十年厚生労働省告示第百三十九号）第九条第一項の規定にかかるらず、死」者数等に基づく合理的な方法により計算した金額とすることができる。